

総務政策委員協議会記録

開 会 年 月 日	令和 7 年 3 月 31 日
開 会 時 刻	午後 2 時 27 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 52 分
出席委員名	○大西要一 三野泰嗣 川口 浩 岡田善行
	辻 孝記
	浜口和久 議長
欠席委員名	西山則夫 井村貴志
署 名 者	—
担 当 書 記	中谷圭佑
協 議 案 件	1 伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて
説 明 員	総務部長、総務部参事
	産業観光部長、産業観光部参事、その他関係参与

協議経過

西山委員長欠席のため、大西副委員長が委員長職を代行し、開会宣告、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後 2 時 27 分

◎大西要一副委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は 5 名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて】

◎大西要一副委員長

それでは「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」当局から説明をお願いいたします。

総務部長。

●西山総務部長

本日はお忙しい中、総務政策委員協議会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。

本日御協議をお願いする案件は、ただいま副委員長から御案内がございましたとおり「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」でございます。

詳細につきましては担当から御説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

◎大西要一副委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

それでは、「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」御説明いたします。資料 1-1 を御覧ください。「1 パブリックコメントについて」、市の方針等を資料 1-2 のとおりとし、パブリックコメントを実施する。

続いて、資料1-2の2ページを御覧ください。始めにここでは、宿泊税の導入についてや制度設計を行うに当たり、市民の方々をはじめとする関係者の皆様からの多様な意見を把握するために、パブリックコメントの実施についてこれまでの経過等を記載しております。宿泊税については、令和7年4月時点で全国12都市で導入されており、伊勢志摩地域では、鳥羽市は令和7年3月24日の市議会で条例案が可決されたところがございます。志摩市においては、令和7年1月に検討委員会から市に検討結果が提出されております。本市においては、第63回神宮式年遷宮に向け、来訪者の増加が見込まれ、新たな宿泊施設の開設も計画されており、訪れる人だけでなく住む人も満足できる持続可能な観光振興、経済の好循環化に取り組むため、宿泊税の導入の検討を進めてきました。検討に当たっては、令和7年2月28日に、伊勢市宿泊税検討委員会から本市に対し、宿泊税の導入の妥当性や使途、税制概要について答申書が提出されたことを受け、多様な御意見を把握することを目的に意見を募集することを記載してございます。

3ページを御覧ください。「1 宿泊税について」、宿泊税の概要や各地で新たな観光財源として宿泊税が有力視されている理由を記載してございます。①地方財政上の仕組みとして、市税が増えると地方交付税が減額となり、そのまま単純に収入増とならないが、法定外目的税であれば地方交付税は減額されない。②協力金等と異なり、税としての強制力があり、受益と負担の関係を明確にできる。③課税客体が明確で公平性が担保できるとともに、一定規模の税収確保が安定的に見込むことができる。また、制度設計の見通しがつきやすい。

4ページを御覧ください。「2 伊勢市の宿泊税導入についての基本的な考え」を記載しております。「1. 宿泊税の導入について」、伊勢市が安全安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税を導入すべきであるという考え方。「2. めざすべき方向性について」、市内宿泊客の増加、伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加、観光客、市民双方の満足度向上。「3. 宿泊税の使途について」、市民生活にも良い影響を与えるよう、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地づくりのための施策として、来訪者の満足度、受入環境の向上、観光資源の発掘、磨き上げ、そして、持続可能な観光地づくりの推進の3点を主要用途の柱としました。

次に、5ページを御覧ください。「3 めざすべき方向性」ですが、下段の楕円で囲った部分になりますが、市内宿泊客の増加、伊勢市を訪れる観光客の宿泊割合の増加、観光客、市民双方の満足度の向上を目指すことにより、10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために、宿泊税を活用し、施策を実施し、地域経済の活性化による好循環を生み出していくことを記載しております。

次に6ページを御覧ください。「4-1 宿泊税の使途」について、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地づくりに向けて、来訪者の満足度、受入環境の向上、観光資源の発掘、磨き上げ、そして持続可能な観光地づくりの推進の3点を掲げ、これらに基づいた取組により目指すべき方向性の実現に向けた施策を推進していくこととしております。

7ページを御覧ください。「4-2 宿泊税の使途案（事業例）」についてを記載してございます。前提としましては、市として実際の事業に取り組むには、事業内容を精査して予算を立て、市議会に審議をいただいて、承認いただいた後、事業を展開するということ

になります。こちらに示しているのはあくまで事業例として御理解をお願いいたします。

8 ページを御覧ください。「5 - 1 伊勢市の方向性（主な税制概要）」について記載してございます。

続いて9 ページを御覧ください。「5 - 2 伊勢市の方向性（主な税制概要）」としまして、宿泊税の取扱いの流れやそれぞれの用語についての説明、本市の税額を一律定額1人1泊200円としていることや、免税点、課税免除などは設けないことを記載してございます。なお、災害など特別な事情がある場合の宿泊については、必要に応じて宿泊税を減免できることとします。

10 ページを御覧ください。「5 - 3 伊勢市における税制概要（税収見込み）」として、税額を一律定額1人1泊200円とした場合の令和5年、令和6年の観光統計の宿泊者数を用いた試算を記載しており、年間約1億7,000万円の税収見込みであることを記載しております。

11 ページを御覧ください。「6 今後のスケジュール」として、令和8年4月に導入するとした場合のスケジュールを記載してございます。例えば令和7年6月議会で条例案が可決されたならば、その後総務省との協議が約3か月ほど時間を要すると言われております。

資料1 - 1にお戻りください。「2 今後の予定」としまして、4月上旬にパブリックコメントを開始いたします。本日御協議いただきました後に、閲覧資料の内容を確定し、閲覧資料の準備が整い次第、伊勢市宿泊税検討委員会の答申の写しを参考資料として添付の上で、閲覧資料を総務課や観光振興課、市役所1階の市民ホールのほか、支所、総合支所、図書館などへ資料を配置し、約1か月の間、市民の皆様からの御意見を頂戴する期間としたいと考えております。また、あわせて市のホームページ等による周知についても図ってまいります。また、4月中旬には、宿泊事業者への説明会の開催をいたします。そして最後に記載のとおり5月中旬には、産業建設委員会、総務政策委員協議会へパブリックコメント等の報告と、税制度案等の御協議をいただきたいと考えております。繰り返しのようになりますが、市としては、議会の皆様をはじめとして様々な関係者の意見を伺い、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市の宿泊税導入に向けたパブリックコメントについて」の説明となります。御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎大西要一副委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありますか。

川口委員。

○川口浩委員

このパブコメ関係資料の中にですね、目指すべき方向性について、観光客、市民双方の満足度の向上というふうに書かれています。市民ということも入れてあるんですけども、この宿泊税の用途についてというところを見ますと、事業例いろいろ列挙していただいています。ただここを見ると住んでよし、訪れてよしという中の住んでよし、市民のほうへの恩恵というのかな。ちょっとその辺がやっぱりよく分からないというのが正直なところ

だと思っております、その辺いかがですか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

確かにおっしゃっていただいた、この市民に視点を置いたものというのが、見えにくいというか見えない状態ではあるかと思うんですけど。あくまで来訪者、住民双方の満足を得る事業、そういうくくりにはなっていますけども、オーバーツーリズム対策が必要になったりとか、そういったことも考えられますし、観光客目線で充実した部分と市民の利用も当然考えて施策というのは考えていくことになろうかと思っておりますので、そういった部分で市民目線が全くないというふうには我々考えておりませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

確かに観光バリアフリーの推進というあたりなんかは、市民の利便性向上にもつながるし、進めていただきたいところであるわけですが、宿泊税の導入に伴って新たな税収が1億7,000万円あるというお話ですが、この1億7,000万円の中でそうした観光バリアフリーということもやっていくということになるのかなと思うんですが、1億7,000万円を例えば誘客とか、観光資源の発掘とか、そっちに全て振り分けて、浮いた分というんですかね、浮いた分で、バリアフリーをやるとかそういうことではない。あくまで1億7,000万円の中で配分してやっていくということではないんですかね。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

ここに記載しておりますのはあくまで事業例にはなりますけども、この新たな税収としての1億7,000万円を全てこういったものに配分できるかというところ、単年では非常に難しい部分もあるかと思っております。こういったところに重点を置きながら、どの事業をこの年は重点を置いていくかとか、そういった取組の仕方も考える必要があると認識しておりますので、満遍なくというよりは、これまでの取組の拡充であったりとか、新たに今の例で言いますバリアフリーのまた新たなものをここへ取り入れるとかというのは、今後、使途として考えていく必要があるかと思っております。以上です。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

これからその条例案をつくっていくに当たって、やはりこう、住民の利便性の向上、住民への利益ということもやっぱり慎重に検討していただいて盛り込んでいっていただけたらなというふうに私は思います。

あともう一点ですが、三重県でも宿泊税導入の動きがあるというふうに聞いておりますけれども、県と合わせた徴収額が実際にどうなってくるかということで、事業者、あるいは宿泊客の受け止めも随分変わってくると思うんですが、その宿泊税導入に対する県の考え方というのを知りたいんですが。

◎大西要一副委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

三重県のほうでもですね、知事の発言もありましてから宿泊税の検討をするという情報があったんですけども、セミナーとかの開催は実際されておりますけども、具体的なこの検討を始めておる、進めるといふところの情報が今まだございませんので、実際の金額的な話になる以前のお話かなというふうには認識しております。以上です。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

そうしますと、県が伊勢市と同じく令和8年4月の導入を計画しているということはないという理解でよろしいですか。

◎大西要一副委員長

産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

現時点の情報では令和8年の4月導入につきましてははないものというふうに認識します。以上です。

◎大西要一副委員長

川口委員。

○川口浩委員

県で今後議論していくんでしょうけれども、市として、県の宿泊税等についてはどういう意見を伝えていくんでしょうか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

法的に県のほうに導入を断るとかそういったことはできないものかというふうに思いますけども、あくまで宿泊税、この目的税については、当該地域で活用されていくものが望ましいというふうに考えますので、あまりにも広域になることで、分散というか、されるのは本意ではないのではないかとということも申し上げていきたいと思っております。以上です。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

繰り返しになりますが、県の宿泊税がどういう額とか率になっていくかによって、やっぱり観光客の動向とかに与える影響ってすごく大きいと思うので、その辺はしっかり伝えていただければと私は思います。

あともう一点、住宅宿泊事業法に基づくその宿泊事業、いわゆるその民泊ですけれども、京都市では、宿泊税の導入に当たって、届出をしていない違法民泊への対応ということが大きな問題になったというふうに聞いております。伊勢市で、いわゆるその違法民泊の現状とか実態というのは何かつかまれていることがありますか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

違法な民泊があるということは我々のほうでは何もつかんでおりません。以上です。

◎大西要一副委員長
川口委員。

○川口浩委員

これ税として導入した場合、強制力があるということで、導入すればの話ですが、不公平感という、当然払っている正規の民泊事業者、払っていない違法の事業者ということになれば出てくるので、その辺もしっかり見ていただきたいと思いますんですが、何か御見解ありますか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

これにつきましてはですね、あくまで方向性としましては、旅館業法の許可、もしくは、住宅宿泊事業法の届出をされた住宅が対象になるというふうに考えております。違法に民泊をさせるとかというのは、そもそもが住宅宿泊事業法にのっとってないと、守られてないというところになりますので、そちらに関しては情報があれば、届出先は県になりますけれども、そちらにも情報提供したりとか、そういったことになろうかと思えます。以上です。

◎大西要一副委員長

他に発言はないですか。

辻委員。

○辻孝記委員

少し確認だけさせてください。まずは先ほどの産業建設委員会と先ほどの川口委員からもありました宿泊税の用途については、いろいろ議論あったとおりでありますので、しっかりと検討してもらいたいと思っております。それから宿泊税の関係ですが、1人当たりということになっております。例えば部屋貸しであったりとか1棟貸しであったりとかっていう宿泊施設になっていると、人数が何人泊まったか分からないということが起こり得ないのかなというふうに心配しているんですが、そういうことはどうなんでしょうかね。

◎大西要一副委員長

総務部参事。

●上田総務部参事

恐らく1棟貸しでも、申込みをされる時とかに人数という登録をされる場合もあろうかと思えます。今回、あくまでも宿泊された方に対して、宿泊税をかけるということですので、今後、説明会でもきちんと事業所さんにですね、把握していただくようその辺も促していきたいと思えます。以上でございます。

◎大西要一副委員長

辻委員。

○辻孝記委員

しっかりとその辺のチェックですね、できるような体制もその業者のほうにしっかりと話をしてもらいたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

それからあともう一点だけ、これパブコメにかけるとのことなので、資料を見ますと、最後のページ11ページにですね、令和7年6月以降に事業者説明会の実施というふうにあります。それと、資料1-1のほうにですね、4月中旬に宿泊事業者等への説明会というふうなことがあります。この違いというのをちょっと教えてもらえますか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

この4月中旬に予定しております宿泊事業者への説明につきましては、パブリックコメントに合わせて、御意見を頂くのを想定しております。このパブリックコメントの実施の中に含まれてしまったという形になります。この後半に出てくる事業者説明会の実施につきましては、税制についてとか取扱いの事務についてとか、そういったことも想定した説明会としておりますけども、あくまでこの実際導入するまでについては、事業者への説明は都度都度申させていただきたいと思っておりますので、今回の違いについては、今申し上げたとおりでございます。以上です。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。4月中旬等ですね、される宿泊事業者等への説明会なんですが、事業者全員に周知をせないかんというふうには思うんですが、全事業者に対して周知ができるのかどうか、ちょっとその辺のところ懸念されるんですが、その辺いかがでしょうか。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今の想定としましては先ほどもちょっとありました旅館業法の許可、施設、それから、住宅宿泊事業法の届出施設、これらの事業者には全て御案内をさせていただき予定でございます。その中で、皆さんお越しいただけるかどうかというのは分かりませんが、できるだけお越しになられなかった方にも改めて資料を送るとか、そういった対応で説明を進めてまいりたいと思っております。以上です。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。要するに漏れがあつてはですね、知らなかったということのないようにだけはしてほしいなというふうに思っておりますし、なかなかその遠方であったりとかされるとですね、厳しい部分があるかというふうにも理解しておりますので、その辺の漏れがないようにだけはしっかりとお願いしたいと思っております。

もし導入が決定しましたときにですね、この事業者説明会には、細かい説明をしっかりとお願いして、今後改善すべきところも含めて検討してもらいたいと思っておりますの

で、その辺どうぞよろしくお願ひしますが、何か御意見ありましたらお願ひします。

◎大西要一副委員長
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

導入ということで条例をお認めいただいた後には、当然その取扱いのことであつたりとかの説明も伴つてまいりますので、その点も含めて、説明というのは、機会を持っていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

◎大西要一副委員長
辻委員。

○辻孝記委員

いずれにしましても、しっかり宿泊税が導入できるかどうかを含めてですけども、しっかり勉強してもらいながらですね、今までしてもらいたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

◎大西要一副委員長
他に発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎大西要一副委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願ひます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 52 分